

秋 田 市 公 報

# あきた

第1199号

令和6年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 条例

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	情報統計課（第56号）	4
秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課（第57号）	7
秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例	道路建設課（第58号）	8
秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	都市計画課（第59号）	10
秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第60号）	12
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども福祉課（第61号）	13

### 規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	情報統計課（第33号）	14
秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国保年金課（第34号）	16

### 訓令

秋田市公印規程の一部を改正する訓令	文書法制課（第4号）	17
-------------------	------------	----

### 告示

令和4年度分、令和5年度分および令和6年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第274号）	18
指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第275号）	19
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第276号）	20
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第277号）	21

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課(第278号)	22
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課(第279号)	24
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課(第280号)	25
令和6年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第281号)	26
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課(第282号)	30
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課(第283号)	31
令和3年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書および令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書の公示送達について	市民税課(第284号)	32
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課(第285号)	33
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課(第286号)	34
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和6年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年)の公示送達について	国保年金課(第287号)	35
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課(第288号)	36
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課(第289号)	37
特定地域型保育事業者の確認の辞退について	子ども総務課(第290号)	38
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第291号)	39
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第292号)	40
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第293号)	41
都市計画の変更について	都市計画課(第294号)	42
都市計画の変更について	都市計画課(第295号)	43

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第13号)	44
-----------------	----------------	----

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局(第5号)	45
投票区の区域の一部の変更について	選挙管理委員会事務局(第6号)	46
令和6年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局(第7号)	47

## 農委告示

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第30号）	49
指定排水設備工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第31号）	50

## 公告

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	51
建築基準法による道路の指定について	都市計画課	52
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	53
地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧について	農業農村振興課	55
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	56
放置自転車等の撤去および保管について	財産管理活用課	57
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	59
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	60
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する図書の写しの縦覧について	都市計画課	61
区域区分の変更に関する図書の写しの縦覧について	都市計画課	62
地域農業経営基盤強化促進計画の策定について	農業農村振興課	63

## 教委公告

令和7年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	64
令和7年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	67

## 選管公告

検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	70
--	------------	----

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）」を加える。

別表第2の1の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に

関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の2の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を「医療保険給付関係情報」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、同表の3の項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表の4の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の5の項中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の8の項中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の10の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の11の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、「もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に

改め、同表の12の項から14の項まで、17の項および19の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の11の項の改正規定（「もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「、もしくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項および第45条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものである。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあっては、規模）および構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者およびその連絡先
- (6) 標識の設置者およびその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を



営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置に関する基準)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称および指定番号
- (2) 保全調整池の容量および構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者およびその連絡先
- (5) 標識の設置者およびその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1下浜羽川地区整備計画の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画	令和6年秋田市告示第213号に定める秋田都市計画横町地区計画の区域
----------	-----------------------------------

別表第2下浜羽川地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 自動車修理工場以外の工場（建築物に附属するものを除く。） (2) 自動車修理工場 (3) 風営法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情報の提供等の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物			
------------	---	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 27 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立太平小学校の項および秋田市立下北手小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第61号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る子ども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第33号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号ア中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第8条第1号イ」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第15条第1号ロ」に改め、同号ウ中「法別表第二主務省令第8条第1号ロ」を「利用特定個人情報提供省令第15条第1号ハ」に改める。

第15条中「法別表第二主務省令第19条各号」を「利用特定個人情報提供省令第44条各号」に改め、同条第1号中「法別表第二主務省令第19条第1号」を「利用特定個人情報提供省令第44条第1号」に改める。

第22条中「法別表第二主務省令第44条各号」を「利用特定個人情報提供省令第127条各号」に改め、同条第1号中「法別表第二主務省令第44条第1号」を「利用特定個人情報提供省令第127条第1号」に改める。

第24条第1号ト中「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削る。

第34条中「法別表第二主務省令」を「利用特定個人情報提供省令」に改

める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1号の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市国民健康保険条例施行規則（昭和58年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項および第10条中「その世帯に係る被保険者証および」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。



秋田市訓令第4号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「国民健康保険関係認定証」を「国民健康保険資格確認書および国民健康保険関係認定証」に改め、同表第7号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。

秋田市告示第274号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和4年度分市税督促状（5件）  
令和5年度分市税督促状（287件）  
令和6年度分市税督促状（255件）

秋田市告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、第115条の30の規定により告示する。

令和6年9月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人松寿 会	松寿会指定 居宅介護支 援事業所	秋田市浜田字陳ヶ 原35番地31	令和6年9月1日	介護予防 支援
社会福祉 法人新成 会	新成園指定 居宅介護支 援事業所	秋田市浜田字元中 村280番地9	令和6年9月1日	介護予防 支援
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	寿光園居宅 介護支援事 業所	秋田市寺内後城6 番41号	令和6年9月1日	介護予防 支援
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	南寿園居宅 介護支援事 業所	秋田市上北手猿田 字後谷地108番地 3	令和6年9月1日	介護予防 支援

秋田市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和6年9月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人愛染 会	愛染会居宅 介護支援事 業所	秋田市飯島新町一 丁目3番15号	令和6年8月14日	居宅介護 支援

秋田市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店  
有限会社セイショウ 代表取締役 下 村 善 勝  
秋田県大仙市戸蒔字谷地中4番地1  
すまいるみるく 秋田店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月4日
- 3 期間  
令和6年9月5日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第278号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年8月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年9月9日から令和7年3月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第279号

次の差押調書（謄本）、配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住 所 秋田県秋田市新屋表町9番6号  
          ディアス新屋表町2階202号  
対象者 高 田 弘 幸
- 2 送達する書類  
差押調書（謄本） 1 通  
配当計算書 1 通



秋田市告示第280号

次の差押調書（謄本）、配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住 所 秋田県秋田市大町一丁目4番34号  
堀井ビル 大町マンション406号  
対象者 G U O Y A N G
- 2 送達する書類  
差押調書（謄本） 1 通  
配当計算書 1 通

秋田市告示第281号

令和6年9月2日の「令和6年9月秋田市議会定例会」において議決を  
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年9月10日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,852,282千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,712,584	172,459	26,885,043
	2 国庫補助金	6,452,979	172,459	6,625,438
17	県支出金	10,362,921	13,125	10,376,046
	1 県負担金	7,130,719	13,125	7,143,844
21	繰越金	1,038,933	4,375	1,043,308
	1 繰越金	1,038,933	4,375	1,043,308
	歳入合計	148,662,323	189,959	148,852,282

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	55,639,075	189,959	55,829,034
	1 社会福祉費	26,656,726	172,459	26,829,185
	5 災害救助費	340,261	17,500	357,761
	歳 出 合 計	148,662,323	189,959	148,852,282

秋田市告示第282号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和6年9月10日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
齊 藤 文 菜	秋田大学医学部附属病院	脳神経外科	音声・言語機能障害 肢体不自由
石 川 正 典	秋田赤十字病院	神経内科	肢体不自由
佐 藤 暢 子	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
土井尻 遼 介	秋田県立循環器・脳脊髄センター	脳神経内科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
田 村 晋 也	秋田県立循環器・脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害（追加） 聴覚障害（追加） 平衡機能障害（追加） 音声・言語機能障害（追加） 肢体不自由

秋田市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
クオール薬局秋田牛島西店	秋田市牛島西一丁目7番9号	令和6年8月1日
訪問看護ステーション デューン秋田南	秋田市御所野湯本五丁目1番12号 ヨコウンエステート秋田B棟1階103号室	令和6年8月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
小澤歯科医院	令和6年5月18日

秋田市告示第284号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
  - (1) 令和3年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (2) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書



秋田市告示第285号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所  
株式会社ツルハ 代表取締役 八 幡 政 浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 2 歳入の名称  
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
  - (1) 概要  
次の店舗が取扱いを開始
  - (2) 対象となる店舗  
ツルハドラッグ 秋田中野店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日  
令和6年9月12日

秋田市告示第287号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第288号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第289号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 山王学園	こまちベビー園	秋田市中通七丁目1番2-3号	一時預かり事業
秋田ヤクルト販売株式会社	秋田ヤクルト泉センター託児所	秋田市土崎港北三丁目7番29号	認可外保育施設

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和6年9月30日

秋田市告示第290号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定に基づき、特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第53条の規定により告示する。

令和6年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称
  - (1) 地域型保育事業の種類  
小規模保育事業
  - (2) 事業所の名称  
こまちベビー園
  - (3) 事業所の所在地  
秋田市中通七丁目1番2-3号
  - (4) 事業者の名称  
学校法人山王学園
- 2 1に掲げる事業所が確認の辞退をした年月日  
令和6年9月30日

秋田市告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年9月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
253	アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤 堰越31番地4	アポクリート株式会社 代表取締役社長 金 本 鎮 久	令和6年 9月30日

秋田市告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年9月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
277	アイランド 薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越 31番地4	株式会社サノ・ファー マシー 代表取締役 佐 野 元 彦	令和6年 10月1日



秋田市告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年9月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
279	佐野薬局 新国道店	秋田市八橋大畑一丁目 3番13-2号	株式会社サノ・ファー マシー 代表取締役 佐 野 元 彦	令和6年 10月1日

秋田市告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 位置および区域

秋田市下浜羽川字下野地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画
- 2 位置および区域  
秋田市下浜羽川字下野地内
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市教委告示第13号

令和6年9月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年9月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

## 秋市選管告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和6年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,114人
2	6分の1の数	42,611人
3	3分の1の数	85,222人

秋市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

令和6年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投票区	区 域
秋田市第3投票区	保戸野桜町を加える。
秋田市第75投票区	泉中央一丁目、泉中央六丁目および泉南一丁目～二丁目を除く。 泉菅野二丁目および泉北四丁目を加える。
秋田市第89投票区	保戸野桜町、泉菅野二丁目および泉北四丁目を除く。 泉中央一丁目、泉中央六丁目および泉南一丁目～二丁目を加える。

秋市選管告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和6年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和6年12月2日

秋田市農委告示第14号

令和6年9月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年9月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第6号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和7年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件
- 6 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件



秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年9月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
安藤設備	安 藤 秋 作	男鹿市角間崎字百 目木41番地	令和6年8月29日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年9月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
安藤設備	安 藤 秋 作	男鹿市角間崎字百 目木41番地	令和6年8月29日

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年1月24日付け秋田市指令第532号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
岩手県盛岡市向中野七丁目18番16号  
大和ハウス工業株式会社北東北支店  
支店長（支配人） 三 原 康 展
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市南通宮田16番2の内、16番8、16番9および16番8地先水路

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和6年9月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市御所野堤台二丁目6番地90  
株式会社原堅  
代表取締役 古 川 市 明
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市御所野元町四丁目11番33、11番34、11番35、11番36、11番37および11番38
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.99メートル
- 5 指定年月日および番号  
令和6年9月5日 第2号

## 秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（46台）

ア 土崎駅前自転車等駐車場 33台

イ 土崎図書館前自転車等駐車場 13台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年9月3日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年9月10日から令和7年3月10日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。）

### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引

取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月11日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

- (1) 下新城笠岡西部地区地域計画（案）
- (2) 大戸百崎・上北手北西部地区地域計画（案）
- (3) 猿田西地区地域計画（案）
- (4) 十八石堰地区地域計画（案）
- (5) 畑谷地区地域計画（案）

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 縦覧期間

令和6年9月11日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

### 5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年7月18日付け秋田市指令第5382号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年9月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市仁井田新田一丁目5番4号 サンクレストA102  
菊 池 充
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野159番1



## 秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和6年9月19日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車

#### (1) 放置されていた場所および台数（3台）

ア 第2駐輪場 1台

イ 第3駐輪場 1台

ウ 分館前駐輪場 1台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和6年9月19日

#### (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

#### (4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎4階）

#### (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年9月19日から同年12月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後 3 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課 電話 018-888-5439

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年9月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による区域区分の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画区域区分

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月30日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

- (1) 下新城笠岡西部地区地域計画
- (2) 大戸百崎・上北手北西部地区地域計画
- (3) 猿田西地区地域計画
- (4) 十八石堰地区地域計画
- (5) 畑谷地区地域計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

## 秋田市教委公告

令和7年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和6年9月17日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

### 1 選抜の種類

特色選抜および一般選抜を設定する。1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行い、1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

### 2 入学願書の提出期間および提出先

#### (1) 提出期間

ア 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和7年2月3日（月）から同月6日（木）正午まで

イ 2次募集

令和7年3月14日（金）から同月17日（月）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

### 3 入学検定料

2,200円

### 4 入学志願者検査日

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜） 令和7年3月5日（水）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。



なお、志願者数の状況等により、令和7年3月6日（木）に実施する場合がある。

(2) 2次募集 令和7年3月19日（水）

面接を秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和7年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(エ)に当てはまる者

(ア) 基本的な生活習慣をきちんと身に付けている生徒

(イ) 商業を学ぶことに対して大いに興味・関心をもつ生徒

(ウ) 目標を持って主体的に学習や部活動などの学校生活に向き合い、成長しようとする意欲をもつ生徒

(エ) 社会に目を向け、様々な人と協力して物事に取り組む姿勢をもつ生徒

ウ 次の(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 基本的な生活習慣が身に付いており、学習成績が良好で、商業の学びに強い意欲と興味・関心をもつ生徒

(イ) 文化的・体育的活動等において、大会等での顕著な実績があるか又はそれと同等の優れた資質・能力を有している生徒

(ウ) 入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動に所属し、3年間活動を継続する意志のある生徒

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和7年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(3) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集定員 210名

7 合格者の発表

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和7年3月13日（木）午後4時

(2) 2次募集

令和7年3月24日（月）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和7年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

## 秋田市教委公告

令和7年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和6年9月27日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

### 1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、特色選抜および一般選抜を設定する。

先に連携型中高一貫入学者選抜を行い、その後1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行う。1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

### 2 入学願書の提出期間および提出先

#### (1) 提出期間

##### ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和7年1月10日（金）から同月15日（水）正午まで

##### イ 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和7年2月3日（月）から同月6日（木）正午まで

##### ウ 2次募集

令和7年3月14日（金）から同月17日（月）午前11時まで

#### (2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

### 3 入学検定料

2,200円

### 4 入学志願者検査日

#### (1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和7年1月23日（木）

ア 作文 秋田市立御所野学院高等学校において行う。

イ 面接 作文終了後、同学校において行う。

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜） 令和7年3月5日（水）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和7年3月6日（木）に実施する場合がある。

(3) 2次募集 令和7年3月19日（水）

面接を秋田市立御所野学院高等学校において行う。

## 5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和7年3月に卒業する見込みの者で、「令和7年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしている者

(2) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たし、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和7年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」（ア）～（ウ）に当てはまる者

（ア）地域活動や奉仕活動を通して自己を高め、地域社会に貢献しようとする生徒

（イ）グローバル化、情報化に対応できる学力を有し、明確な進路目標をさだめ主体的に学ぶ生徒

（ウ）体育的・文化的活動に顕著な成果を収め、入学後も継続して活動する強い意志を持つ生徒

ウ 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜 次のア又はイに該当し、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和7年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

## 6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集定員 80名

## 7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和7年1月30日（木）午後4時

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和7年3月13日（木）午後4時

(3) 2次募集

令和7年3月24日（月）午後2時

## 8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和7年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和7年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

## 秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和6年9月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所6階 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和6年9月11日（水）午後1時30分